

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

17C037 (SK2021113)、19B036 (SK2021112)

③施設の情報

名称：富山市立和光寮	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：今井 幸子	定員（利用人数）：2世帯
所在地：富山県富山市西番 104 番地 1	
TEL：076-423-6201	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 27 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団	
職員数	常勤職員： 2 名 非常勤職員 2 名
有資格 職員数	嘱託医 1 名 保育士 2 名
施設・設備 の概要	母子室 2（バス・トイレ付） 35.80 m ²
	学習室（静養室） 30.90 m ²
	面接室（共用） 12.17 m ²
	事務室（共用） 58.56 m ²

④理念・基本方針

【理念】

- ・母と子の権利と尊厳を守り、最善の利益のために寄り添い支えます。

【基本方針】

- ・安心・安全な環境の中で、個別のニーズや課題に対し、母と子に寄り添った支援を提供します。
- ・母と子の自立に向けた考えを尊重し、インケアからアフターケアにつながる切れ目のない支援を計画的に行います。
- ・母と子の生活に配慮しながら地域の行事などに参加し、地域との交流を図ります。

⑤施設の特徴的な取組

DVや離婚など様々な理由により、生活に困難を抱える母と子が一緒に入所できる児童福祉施設です。「母と子の権利と尊厳を守り、最善の利益のため寄り添い支えます」の理念のもと、住まいを提供するだけでなく、母と子の自立と子が健やかに育つ支援をしています。

いつ何時でも受け入れることができるように、環境を整え、職員の資質向上に努めています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月7日（契約日）～ 令和5年2月22日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【取組課題への気づき】

子ども・子育て家庭を取り巻く現状について、全国や富山県・富山市の動向を把握し、関係機関から見た和光寮の評価を踏まえ、和光寮を取り巻く環境と運営課題を明確にしている。その結果から、富山県内唯一の母子生活支援施設として、ひとり親家庭の自立生活やDV被害から逃れるためのセーフティーネットとしての機能・役割を果たしていない現状を重く受け止め、環境・設備、職員の勤務体制、高い専門性といった面での力量を高めることが喫緊の課題となっている。しかしながら、DV被害ケース等の複雑かつ多様な事例の受け入れ体制を整えるには、予算確保の問題もあることから、今できることに注目し、危機に追い込まれる前に、何らかの課題を抱えた母子と早い段階からつながり、母子生活支援施設運営で得た専門性を提供することが必要と考え、取組を始めている。

【チームで研鑽を積み課題に向け着実に取組む姿勢】

これまでの支援を振り返り、年間で取組む課題項目及び改善確認表を作成し、課題内容においては具体案を出して、実務者3名のチームワークで着実に課題改善を進めている。各種マニュアルや記録様式の新規作成、見直し改善を図り、過去の事例を新規手順に落とし込む等検証し、新規利用者への支援に備えている。また各職員の自己研鑽への意識が高く、研修で得た知識の共有、取組への提案が活発に行われている。これらの取組は、職員の資質向上を重要とする寮長のリーダーシップに職員が信頼を寄せ、チームとして成長していく構成が完成しているとも言え、今後の支援の質向上が期待できる。

◇改善を求められる点

【経営法人・設置主体と協働した中長期的な取組】

経営法人が策定している「令和3年度～令和7年度富山市指定管理における施設管理業務及び事業計画・収支計画」は、指定管理制度運用のため恒常化している傾向にあり、経営環境や経営状態の把握・分析等について検討された内容が反映されているとは言い難い。約1年余り、和光寮のサービス利用に結びつかない現状を寮長及び実務者2名は厳しく受け止め、子ども・子育て家庭・社会的養護分野における全国・富山県・富山市の社会的動向や地域の状況とニーズについて関係機関を訪問し、和光寮の現状と照らし合わせ「和光寮を取り巻く環境と運営課題」をビジョンとして捉えている。その課題解決には、環境・人材・予算・事業展開など多角的な要素を含むことから、経営法人及び設置主体と職員が共に使命感を持ち共通理解を図りながら、中・長期的な計画に反映し具体的な取組を進めることが強く望まれる。

【セーフティーネットとしての機能・役割を果たすべく受け入れ体制整備】

緊急受け入れマニュアルを整備しているが、職員配置や設備が脆弱で要請に応じていないことから、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つを果たすためには、緊急受け入れ体制の整備が必要である。DV被害の理解と心理的ケアについては、年間で取組む改善課題に挙げ、DVについての正しい知識、自己肯定感を回復する支援について学び、自助グループや外部支援団体の情報把握に努めており、また自立に向けての情報提供ができるよう、就労支援においても情報収集と理解を深めている。今後は複雑かつ多様な例に対応できる母子生活支援施設として力量を高め、実践につなげていくことが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今年度入所者のいない中での受審となりましたが、昨年度までの入所者の支援を振り返りながら自己評価チェックをすることで、施設としての在り方と支援について学び直す良い機会となりました。さらに前回の受審で得た評価とアドバイスを参考に、課題を明確にし、改善に向け全職員が協力して取り組んできました。

これまでの継続的な課題にも着手し、自分たちができるところから少しずつでも手探りで取り組んできたことを高く評価してくださったことは今後の励みとなり、また新たな課題に向けての力となりました。

改善を求められている点については、職員間で十分に話し合い、関係機関とも連携を取り、また、具体的なアドバイスをいただいたことを新たな課題に活かし、改善に取り組んでいきたいと思えます。

今回の評価結果を真摯に受け止め、今後も入所者の最善の利益と地域との協働をめざし、職員一同、資質向上に向け努力していきたいと思えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>富山市社会福祉事業団の目的に即して、今年度より理念を「母と子の権利と尊厳を守り、最善の利益のために寄り添い支えます。」と示し、基本方針は理念に基づき3つ掲げている。今年6月に実務者3名で振り返りを含め、理念と基本方針について再検討し、理念の一部表現を改め、基本方針も見直した。理念や基本方針は、母親と子どもへ入所時説明のみならず視覚情報としても発信・周知できるよう、重要事項説明書やパンフレットに明文化し、居住空間へ掲示している。今後は地域や関係機関に配付及び配置を検討しているチラシ等にも理念や基本方針を明記することで、福祉サービスの目的や役割が広く周知されていくことに期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>経営状況について、富山市指定管理業務に則り毎年度の事業計画・収支予算、事業報告・収支決算等に整理している。寮長はこれまで研修を介して、経営をとりまく社会的動向や環境について国や県・市町村等の情報把握に留まっていたため、今年度はそれらに加え、実務者と共に県内の関係機関数か所を視察し、和光寮の現状や問題について向き合う機会を設けた。今年10月には、全国・富山県・富山市・関係機関2ヶ所の動向と和光寮としての今後の取組を「令和4年富山市立和光寮を取り巻く環境と運営課題」として明文化している。今後は、この内容を経営法人が策定している「令和3年度～7年度富山市指定管理における施設管理業務及び事業計画・収支計画」へ反映していくことが強く望まれる。</p>		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・ ③

<p><コメント></p> <p>寮長を含む実務者3名が中心となって、和光寮としての今後の取組をまとめた「令和4年富山市立和光寮を取り巻く環境と運営課題」シートの中で、①人材・環境的両側面が十分ではないことに起因する入所に至らない状況、②人材の育成と確保、③地域との交流について、経営上の課題や苦慮している事項として改めて認識している。これからより関係機関との連携を図ること、地域における母親及び子どもの現状やニーズを把握していくことについて、実務者で具体的な方策の検討が続けられている。こうした取組が経営法人と共有され早急に具現化されることに期待したい。</p>
--

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経営法人として、富山市より指定管理者制度の指定を受けるための「富山市指定管理における施設管理業務及び事業計画・収支計画（令和3年度～7年度）」が作成され、施設管理業務に関する事項、それ以外の事業に関する事項、その他（指定管理に必要な計画等）、期間内年度毎の収支計画が策定されている。今後、社会的な動向や地域のニーズ等を把握・分析し、それを踏まえた経営課題やその解決・改善に向けた、支援の更なる充実や新たなサービスの検討内容や数値目標等の策定及び記載に期待したい。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経営法人は「令和4年度事業計画・収支予算」を、実務者サイドは実践を踏まえ「令和4年度和光寮単年度計画」を策定し、当該サービスに対する運営や支援についてと、事業に伴う予算を示している。中・長期的な計画「富山市指定管理における施設管理業務及び事業計画・収支計画（令和3年度～7年度）」は、指定管理制度の受託要件についての計画が中心であるため、理念や求められるニーズを具体化する観点からも、実務者が社会的な動向や地域ニーズの把握に乗り出しまとめた、和光寮を取り巻く環境課題や展望についての内容を中・長期計画に反映し、その計画を踏まえた単年度計画になることを期待したい。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指定管理制度で運営を行う法人として、年度毎に事業の目標と運営方針、事業及び運営内容等と収支計画を策定している。実施状況においては、概況、処遇、受託事業、運営管理、年間行事、年度別入所者数と決算を併せて事業報告している。計画書の策定及び報告書作成にあたっては、寮長への聞き取りや報告によるものが中心であり、職員が参画して</p>		

組織的に機能している仕組みには至っていない。今後は、評価と実施状況の確認に加え、課題や次年度の計画策定の段階で、経営法人と実務者が協議し、共に目指す方向性を示した単年度計画が策定され、事業が展開されることを期待したい。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>これまで事業計画の周知や理解については、経営法人が作成している単年度計画を分かりやすくした説明書を作成し、説明と配付をしていた。今年度は配付時の説明に限らず、継続的に周知できるよう、またよりイメージが持てるよう、事業内容にはイラストを取り入れ、目標、方針、行事計画と共に居住空間にある掲示コーナーへ掲示している。今年度は未だ利用者がいないことから、母親や子どもの理解状況を把握することは困難であり、環境的整備に留まっている。</p>		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>毎日の職場ミーティング、毎月の職員会議及び所内研修、さらに令和4年度から「適切な支援における自己チェックシート」を導入し、①入所者を尊重する姿勢、②プライバシーの擁護、③個人情報の取り扱いを大項目とし、小項目20項と細部にわたり評価内容を設け、自己評価を前期・後期と実務者で実施している。その結果を数値化し、職員間で見てきた課題について協議しているが、経営法人と併せて自己評価結果を共に分析する体制までは構築されていない。3年毎の第三者評価受審については、組織として事業計画へ組み込み継続して取組んでいる。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>寮長は令和3年度より「適切な支援における自己チェックシート」に加え、第三者評価項目についても前期・後期毎に実務者と評価を実施、その結果を課題内容・具体案・担当者・期間について検討し、確認表として文書化して課題を明確に共有しながら取組んでいる。その経過は会議録に記録してある。しかし改善課題の中には、住環境の設備や人員配置等、予算が伴うものがあることから、実務者のみならず経営法人も主体的に評価に参加し、組織として中・長期計画に反映させ段階的に改善に向かうことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長（施設長）の職種・職務内容は運営規程に明記している。また「令和4年度富山市和光寮事務分担表」には、寮長に加え、職員それぞれが担う主務担当業務の他「主務担当業務者が、不在または欠員の場合は、副務者が代わって行う。」旨と副務者氏名が記載され、寮長不在時の職務権限委任者も含め、職務分掌を明確化している。寮長は年度当初、職員間で業務や支援に関する情報共有のために活用している「連絡ノート」に、自らの想いを記し職員へ伝えている。</p>		
11	Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長は昨年度、全国母子生活支援施設協議会が就任年度施設長を対象にしている研修を受講し、母子生活支援施設において遵守すべき法令内容について理解を深め、所属機関が保有する各種規程を含め、職員と共通理解を図れるよう伝達研修を行っている。また、今年度は法令遵守の取組の一つとして、経営法人が作成している「個人情報保護規程」に基づいて、個人情報に加えプライバシーへの配慮を盛り込んだ内容のマニュアルを職員と作成した。今後は利用する者への活用が期待される。</p>		
Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長は長年にわたって児童福祉（保育）分野に従事し、子どもの成長や保護者の子育て相談など多くの経験を有する。社会的養護母子生活支援サービスにおいては、自身も職員と共に第三者評価項目自己評価結果を年に2回分析し、抽出された課題について課題内容・具体案・担当者・期間を明記した確認表を作成して、計画的に課題の改善に取組、支援の質向上を目指している。また、母子を取り巻く社会的養護における問題は、これまで従事していた保育所運営では見えなかった状況もあり、「こころのサポーター養成講座」や関連する機関や団体の研修を積極的に受講し、職員へのフィードバックに努め、自らが研鑽する姿勢を持ってリーダーシップを発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指定管理者制度で受託している経営の舵取りは経営法人が担っており、寮長としての職掌において人事・労務・財務などの職務権限は有していない。寮長は職員と共に、母子生活支援の実践においてより良い支援を模索・検討し、自己評価への取組の他「令和4年富山市立和光寮を取り巻く環境と運営課題」シートを作成し、支援の在り方や居住空間の改善に取組んでいる。今後は、社会的養護に関する社会的動向や母子生活支援サービスの地域</p>		

ニーズの把握を継続し、運営課題シートを経営法人と共有・活用することで、組織として一体となり運営改善に向け、業務の実効性を高める取組を展開していくことが望まれる。

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>採用と人事管理については経営法人が担っており、現状分の人件費予算はあるが人材の確保・育成・定着に関する具体的な計画は策定されていない。勤務に当たる実務者は4名で、寮長及び母子支援員は嘱託職員、少年指導員及び業務員は非常勤臨時職員であり、指定基準上の体制は満たされている。しかし、この体制では24時間365日支援が必要な母親と子どもに対応することが困難であり、サービスの利用に至らない要因でもある。また、今後さまざまな疾患や背景を抱えた利用相談や緊急又は一時的な利用が見込まれるため、ニーズに基づく人材確保や育成計画の策定、併設の児童養護施設に配属されている臨床心理士などの専門機能が、母子生活支援施設でも発揮されるような人事体制の組織的な構築が早急に望まれる。</p>		
15	II—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人富山市社会福祉事業団には、サービスや人事基準が定められた規程があるが、和光寮の寮長はじめ職員は嘱託職員又は非常勤臨時職員であることから、処遇などにつながる評価基準には該当せず、それに代わる評価基準等もない。今後は、職員が将来的な展望が持てるようキャリアパス制度を導入するなど、組織として職員の意向を反映させる人事管理体制の早期構築に期待したい。</p>		
II—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人富山市社会福祉事業団は、行動計画に有給休暇取得率50%以上を掲げ、実践できるよう有給休暇の取得や時間外労働の防止に継続的に努めている。昨年度12月には、「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を定め、併せてハラスメント研修会を開催し職員が参加している。また、実務者が4名と少ない上、利用の入所決定などは急を要すこともあることから柔軟に対応している。組織として就業についての面談等の仕組みはないものの、寮長が職員の生活状況や就労希望を聞く機会を設け、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務体制となるよう配慮している。今後は、多様な背景を抱えた利用者を支援する寮長や職員が、相談や専門的な助言を求めることができる体制の整備に期待したい。</p>		
II—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		

17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>昨年度10月以降サービスが実施されていない中、実務者3名は毎日のミーティング、毎月の職員会議、所内研修、その他随時、必要とする知識や技術習得に関する研修に精力的に取組、職員一人ひとりの資質向上の機会と捉えている。また、寮長は今年度当初に「令和4年度の目標」を個別に設定するシートを作成し、そこには「期待する職員像」が記載され、「目標」「評価・反省」を記入する様式になっている。今年度、そのシートで目標を設定し、達成に向かって学びや支援の在り方など実務者での話し合いを重ね、日々自己研鑽に取組んでいる。中・長期的な計画「富山市指定管理における施設管理業務及び事業計画・収支計画（令和3年度～7年度）」の施設管理の基本方針には、スーパーバイザーへの相談体制整備も盛り込まれているが、未だ体制は整備されていない。目標シートの進捗状況が継続的に把握され、人事管理体制や自己啓発に反映されることを期待したい。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的な計画「富山市指定管理における施設管理業務及び事業計画・収支計画（令和3年度～7年度）」の施設管理の基本方針に研修について記載はあるが、恒常的な側面が見受けられる。今年度は寮長が中心となり「令和4年度年間研修計画」「所内研修計画」が作成され、実施状況も記録されている。利用者がいない期間を利用して、個人別に計画された研修の他、研修を実務者3名でリモート受講することで学びを共有している。地域の女性相談センターや関係機関を訪問し、相談の傾向や動向、地域のニーズの情報収集を行っている。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>「令和4年度年間研修計画」に沿って研修が受講され、その履歴は個人毎8つの専門領域別に分類し管理され、各職員がどの領域を履修したか可視化している。また、研修資料や報告書は、職員会議で伝達することで振り返りにつなげている他、ファイリングし閲覧している。支援にあたる実務者は3名と少数で、風通しのよい関係が構築されているが、専門性も限定的になること、組織として複数の福祉サービスを併設展開していることから、スーパーバイザーの配置等、組織的にスーパービジョンの体制が整備されることを期待したい。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・ ①
<p><コメント></p> <p>実習を受け入れるための「実習マニュアル」「オリエンテーション様式」「実習にあたって（お願い）」等、実習生に対する資料は段階的に整備している。母子生活支援施設を利用する母親や子どもは、さまざまな背景や心理状態にあることから、対象者における事前説</p>		

明や同意については、より配慮が求められる。昨年度は実習依頼が2件あったが、コロナ禍であることや利用者がいないことから受け入れはしていない。今後は社会的養護の推進の観点からも、社会的養護や社会福祉分野に限らず、教育目的の研修も含めた人材育成も意識し、コロナ禍が続く中でどのように実習を受け入れるか、組織として前向きな検討と対応の工夫に期待したい。

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>ホームページからも閲覧できるが、指定管理制度で事業を受託している社会福祉法人富山市福祉事業団に関する情報のみとなっている。母子生活支援施設サービスや和光寮の情報としてパンフレットが見学者用に作成されているが、その活用は利用相談に限られている。今年度職員が関係機関や地域の相談機関などを訪問し、母子生活支援施設や和光寮のサービスについて理解や周知が十分ではないことが分かり、チラシを作成し関係機関へ配置できないか富山市こども健康課へ相談したが、検討に留まっている。今後は、理念や基本方針をはじめ第三者評価結果や事業について開示できる情報を精査し、多方面に公開・発信していくことで運営の透明性を高めることに期待したい。</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>富山市社会福祉事業団として定款、処務、経理、給与、情報公開、個人情報保護など24項目にわたる経営及び運営規程が整備されている。富山市監査委員事務局による指定管理者監査や担当課である富山市こども健康課との情報交換会も毎年実施している。また、今年度は富山市が実施する公認会計士及び弁護士による包括外部監査が実施された。その結果でもサービス利用に至っていないことについて助言を受けている。正式な結果を踏まえ、経営及び運営改善などの検討に早急に取り組む、職員に対して検討内容を説明・周知されることを期待したい。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>和光寮は、児童養護施設と養護老人ホーム建物の一部に存在しており、母子生活支援施設としての機能が地域に十分周知されているとは言い難く、つながりが弱いことは職員も課</p>		

<p>題や苦慮する事項として捉えている。利用者の友人・知人の来訪や併設する児童養護施設の子どもとの交流も建物内では困難であり、環境的にも閉塞感を抱かざるを得ない。コロナ禍が拍車をかけ、地域行事も実施されず交流の機会は乏しい。過去には職員は子どもが健康的に楽しい時間を過ごせるよう、子どもとその友人を招き隣接グラウンドで野球やサッカーをして一緒に遊び、友人の保護者と一緒にプールへ付添う等、交流活動の提供に努めた。今後は、母親や子どもが閉塞感を抱くことがないよう「母と子の生活に配慮しながら地域行事などに参加し、地域との交流を図ります。」という基本方針の遂行に向け、さらなる工夫や改善が望まれる。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・b・㉔</p>
<p><コメント> これまで富山市生活支援課が主体となって、子どもに対する支援の一環として、学習ボランティアを受け入れていた。しかし、ボランティア等に関する基本姿勢や方針は明確に定められていない。今後は、母親と子どもの社会参加や生活の質向上についての効果を組織的に検討し、利用者及びボランティア配慮の視点を踏まえ、ボランティア活動に関するマニュアルや必要な書類の整備・活用を期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—4—（2） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・㉕・c</p>
<p><コメント> 世帯毎に、現在利用しているサービスや社会資源、今後利用が想定されるサービスや社会資源を「サポート・エコマップ」として図式化し、機関名、住所、運営日、連絡先等を詳細に記載している。また、措置対応であることから、必要に応じて、富山市こども健康課や関係する機関・職員と、多面的に子どもの養育・支援に関われるよう面接や連携を重ねている。これまでの利用者への取組からアフターケアの重要性を強く認識し、利用者に配付する和光寮担当者を明記した書類やアフターケア関係資料を作成し、退所後も安心して相談できるよう準備している。</p>		
<p>Ⅱ—4—（3） 地域の福祉向上の取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・b・㉖</p>
<p><コメント> 経営法人は、継続して母子生活支援施設の受託に向け「富山市指定管理における施設管理業務及び事業計画・収支計画（令和3年度～7年度）」計画策定のため、全国母子生活支援施設連絡協議会や全国・富山県・富山市の社会的養護や地域福祉ビジョンについて把握する取組を続けているが、事業指定を受ける目的に留まっている。今年度と光寮として、利用者による母子生活支援のサービス選択の実現やより良いサービス支援の提供を目的に、地域の児童施設や母子相談センター、行政機関や各種相談機関へ出向き、社会的な福祉の動向や地域の福祉ニーズの把握、和光寮のサービス周知に努めている。今後も福祉の動向や地域の福祉ニーズの把握を継続し、それらの背景や必要とされるサービスの検討を組織的に取組むことを期待したい。</p>		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>経営法人が管理する体育館施設等を地域住民の活動や地域行事、災害時の避難所として提供しており、設備・環境面では地域の利用ニーズに込えている。今後は、子どもの成長に役立つ「命を守る支援～性教育からの学び」をはじめとした職員手作りの教材を活用して、子育てや教育プログラムを児童福祉施設や教育機関へ提供する等、職員の専門性を広く発信することで、地域社会への貢献を期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>今年度は、より良い支援の実現に向けて理念と基本方針について何度も検討を重ね「母子の権利と尊厳を守り、最善の利益のために寄り添い支えます。」と掲げている。理念を身近なものとするため、職員の名札の裏面に理念を明記し、いつでも立ち返られるよう意識的に取組んでいる。また、第三者評価項目の自己評価結果から、標準的な支援の実施方法について従来の支援マニュアルを細部に渡って見直し、職員が共通理解の上で支援が実施できるよう取組んでいる。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>経営法人として全職員に対し、サービス上の留意点等「個人情報保護規程」を定め指導している。退所した利用者から寄せられた「支援におけるプライバシー配慮についての意向」を真摯に受け止め、実務者でプライバシー保護についての学びを深め、マニュアルの見直しを行った。また住環境にも目を向け、居室内脱衣スペースにカーテンを設置するなどの環境改善を行った。今後は、利用する世帯に複数の子どもがいる場合や年齢、性別等を考慮し、住居内において母親、子どもそれぞれのプライバシーが保持されるような環境の提供に工夫と改善が望まれる。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>母親への説明用パンフレットやしおりを見直し、より具体的にサービス内容が伝わるよう改善しているが、母親用と子ども用にそれぞれに用意しているしおりに理念や基本方針の</p>		

<p>記載がない。利用に際し、重要事項説明書や利用のしおりを必ず説明し配付することとしているが、現在サービス利用者がいないため情報の周知状況を確認することは出来ない。今後は、情報入手する手段がどの世代においても電子メディアへ移行しているため、支援を検討する関係機関や当事者等が手軽に活用できる形態や手法の検討も望まれる。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 支援の開始・過程における説明手段や支援計画の一連の作成過程は、標準的な支援内容として支援の手順がマニュアル化されている。児童用「生活のしおり」には漢字に読み仮名を記している。支援過程が職員間で共有されるよう、母子支援日誌や連絡ノートを活用している。また支援計画書の様式を改善し、利用者同意欄も設けてある。新規様式については、以前サービス利用していたケースを新たな支援計画書様式で作成するなどの取組を行っている。今後は、サービス利用につながった場合、マニュアルなどを活用しながら、母親と子どもの利益が守られるような自己決定のための支援配慮に期待したい。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 支援の内容や施設の変更、地域・家庭への移行等に当たっては、慎重に関係機関と支援の継続に必要な情報の交換や提供を行っている。和光寮を退所する利用者に対しては、アフターケア支援計画表や引き継ぎ書を作成、退所後の相談窓口を明記した書類を配付する手順にしている。支援の変更や移行時、その支援経過の記録やその後の社会資源を整理し、「サポート・エコマップ」の変更・配付をするなど、母親や子どもが切れ目ない支援が受けられる安心感を持てるような配慮を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> サービスを利用している母親と子どもが、安心して満足して生活できるよう、職員はコミュニケーションを大切にして、傾聴や思いを汲み取る支援を心掛けている。今年度は母親、子どもそれぞれに満足度や暮らしで感じたことを伝えられるようアンケートを作成した。結果は、職員間で共有し支援に活かすよう配慮することとしたが、今年度はまだ利用者がいないため、仕組みとして整備したが実践されていない。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 富山市社会福祉事業団「苦情解決処理要綱」に基づいた「苦情解決のフローチャート」を昨年度末に作成した。これに伴い、様式の確認、意見箱や記入用紙、第三者委員宛て封筒等を見直し設置している。所内研修において、苦情内容を想定した事例に基づいたロールプレイングを職員で実施し、対応の向上に向け取組を行っている。また、組織として第三</p>		

者委員会を設置しており、担当者が解決できない事案や第三者委員会での対応を希望する場合は活用する仕組みが構築されている。		
35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもは不安を抱きながら利用していることから、職員は信頼やなじみの関係が構築できるよう寄り添う支援に努めている。母親や子どもには「生活のしおり」に、相談についての説明や職員の名前を記載し伝えている。学習室兼静養室には、苦情相談のお知らせや意見箱を設置する他、相談室に子どもの悩み（いじめ・虐待・人権）相談を受付けるツールとして「なやみごとそうだん箱」とミニレター・封筒を設置し、それらの情報発信にはイラストを取り入れ分かりやすく掲示している。今後も母親の状況や子どもの発達段階などによって、意見の伝達や表明が難しい場合も権利擁護の観点から、身近な職員が思いや意向を汲み取れるような取組に期待したい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>暮らしをともにする中で、相談しやすい関係や環境を整え、母親、子どもそれぞれに個別にしっかりと向き合うよう支援してきたが、前回の第三者評価で求められていた相談に関する一連の手順をマニュアルとして作成した。「相談対応マニュアル」と併せて対応記録用紙も整理し、手順や報告の体制も見直した。今後は、このマニュアルを活用し、内容が職員間で正しく共有され、対応できるものは迅速に、件案によっては組織や関係機関に協力を仰ぎながら、適切に経過や結果が説明され利用者との信頼が高まることを期待したい。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>寮長をリスクマネージャーに据え、各リスクを「風水害・地震・火災・落雷」「病気・障害」「被DV・被虐待」「感染症・けが」「職員関係」に分類し担当者を定め、発生率と影響度から対応優先度を明確にしている。危機管理対応マニュアル集には、事故防止チェックリストやヒヤリハット報告書の他、約15のマニュアルを整備し、散歩リスクマップの掲示や年12回の交通安全指導、不審者対応マニュアルに基づいた想定訓練を行っている。事例をもとに改善策・再発防止の検討が行われ、危機意識を高めているが、今後は母子の強引な引き取りに備えた対策を強化し、DV被害ケースの入所受け入れ体制を整えることが課題である。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>感染症予防マニュアルの整備と周知を図り、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染情報の提供、予防啓発ポスター等の掲示、手洗い・アルコール消毒・検</p>		

<p>温の実施、母子室・静養室等の清潔保持に努め、実施状況を業務記録に記載している。また嘔吐処理シミュレーションを研修に取り入れるなど、発生時対応の質向上にも取り組んでいる。今後は母子室が1Kであることを考慮した感染症発生時の対策が課題である。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント> 地震、火災、水害、津波、落雷の対応マニュアルがあり、毎月想定を変えた避難消火災害訓練を実施している。また消防署立ち合いのもと、併設施設との合同訓練が年2回行われている。消火設備の安全点検及び保守管理においては、年2回の消防設備点検、年1回の防火設備点検を行い、備蓄品の管理においては、年間で取組む改善課題に挙げて見直を行っている。ガスの元栓や電気類においては、点検表を用い毎日安全確認を行い、これらは利用者がいない間も行われている。今後は災害時の事業継続を確実にするための課題を整理し、ライフライン復旧までの具体的な対策等を盛り込んだ事業継続計画を期待したい。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント> 母親と子どもの支援マニュアルがあり、受け入れから、母親・子どもへ各支援、DV被害からの回避・回復、子どもの虐待状況への対応、家族関係の支援、特別な配慮が必要な支援、主体性を尊重した日常生活、就労支援、アフターケアに至るまでの支援について、標準的な実施方法が文書化してあり、適切な支援における自己チェックシート、暮らしの支援チェックリスト、児童観察票、虐待防止チェックシート等で実施状況を確認する仕組みになっている。今後はこの仕組みを活かし、実践により改善課題が明確になることを期待したい。</p>		
41	<p>Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント> 標準的な実施方法についての見直しを年間で取組む改善課題に挙げ、すべての内容と記録の確認を行い、改善を図ったものが実用的かを検証するために、過去の事例を新たな記録様式に落とし込んでいる。また実施の記録の工夫として、適切な支援における自己チェックシートや暮らしの支援チェックリストを考案し、病児保育のチェックリスト、特別な配慮チェックリスト、虐待防止チェックリスト等の見直しも行われている。今後は見直したものが活用され、さらなる支援の質向上につながることを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p>		

<p>入所時アセスメントの指標(乳幼児用もあり)に基づき、母子へのアンケートと面談を実施し、関係機関からの入所前からの情報も整理して記録している。アセスメントによって、生育歴・生活歴、家族についての情報、健康状態、経済面、生活スタイル、母子の今後に向けたそれぞれの想いを明らかにし、自立支援計画書には、入所理由、当面の課題、中・長期的課題、母子の意向、関係者の意見、支援上の目標、具体的な支援方法が明示してある。また、「毎日の生活で具体的に取組むことを考えてみよう」と子どもが項目を挙げて自立支援計画づくりに参加できるよう工夫している。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 母親用、子ども用の満足度アンケートがあり、生活環境、安全性、行事、職員の態度、プライバシーへの配慮、相談体制というような点について満足度を測り、面談でも意向を確認後、自立支援計画の評価・見直しを行う仕組みがある。担当課などの関係者と隔月で協議し、半年を目安に評価・見直しを行うが、特別な配慮を要する場合は、緊急の見直しも行う。また子ども用の「私の自立支援計画」では、実施状況を○付け方式にして、子どもでもモニタリングできるよう工夫している。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・ b ・c
<p><コメント> 自立支援計画票、自立支援の見直し、各種アセスメント、事務日誌、母子支援員日誌、少年指導員日誌、業務記録、点検表、アフターケア支援計画票、アフターケア引き継ぎ書、相談対応記録、会議記録に支援の実施状況を記録し、閲覧や会議で共有できる仕組みになっている。またこれらに加え、職員の「連絡ノート」があり、日々の情報が共有できる。各種記録様式は見直し改善が行われ、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないよう「暮らしの支援チェックリスト」を考案するなど、より適切な記録と共有化に向け取り組んでいる。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
<p><コメント> 経営法人の個人情報保護規程を基に、個人情報保護に関するマニュアルを整備し、個人情報の取扱いに関する留意事項の職員への周知、個人情報に記載してある書類等の取り扱い、破棄、開示等について適正に管理している。また「適切な支援における自己チェックシート」に、個人情報の取り扱いについて5項目を設け、年2回取組状況を確認している。</p>		

内容評価基準 (25 項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>権利擁護についてのマニュアルがあり、理解を深めるために、想定される事例や疑問について所内研修で話し合い、適切な支援における自己チェックシートに、入所者を尊重する姿勢やプライバシーの権利について15項目を挙げ、取組状況を年2回確認している。母子への権利擁護についての周知は、重要事項説明書や掲示物で明示し、学習室兼静養室には、子どもの権利についての掲示、意見箱や権利擁護に関する悩みごと相談箱の設置をしている。子どもの虐待状況への対応や主体性を尊重した日常生活について話し合い、母親用と子ども用の虐待予防チェックシートを用いるなど、予防的な支援や早期発見のための取組を行っている。今後は多様性の尊重、思想や信教の自由も取り上げた取組を期待したい。</p>		
A—1—(2) 権利侵害への対応		
A②	A—1—(2)—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>職員からの不適切なかかわりによる権利侵害について理解を深めるため、所内研修で、様々な場面で想定される事例やこれまで疑問に思ってきた事例の話し合いを行っている。また各職員が派遣研修で学んだ支援の在り方を職員間で共有している。就業規則に基づき、不適切なかかわりがあった場合の処分の仕組みがあるが、今後は事案発生時の職員・利用者双方への聞き取りや原因分析等の対応マニュアル整備にも期待したい。</p>		
A③	A—1—(2)—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>所内研修において、人格否定をテーマに話し合いが行われている。また母親や子どもに、不適切なかかわりの具体例が伝わるよう、パネルやカード、紙芝居、紙人形といったツールを準備し、所内研修で実演するなど、母親や子どもが良好な人間関係をわかりやすく学べるよう対策を講じている。今後はこれらのツールが実践で活用されることを期待したい。</p>		
A④	A—1—(2)—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取組んでいる。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>命を守る支援について職員が研修で学び、子どもに自分自身を守るための知識や具体的方</p>		

<p>法を伝えるために、パネルやカード、紙芝居、紙人形といったツールを準備し、所内研修で実演する等している。また母親から子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見のために、母親からの子育ての相談に対し、母親の気持ちを受け止めつつも、不適切なかかわりとならないような子育て支援を心掛け、親子関係の構築支援に向けた研修を重ねている。</p>		
<p>A—1—（3）母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑤	<p>A—1—（3）—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・⑤・c</p>
<p><コメント></p> <p>母親と子どもが共通の体験ができるよう意識し、母親が意図企画する会を週2回開催する等、作品作りや親子レクリエーションを通して、母親と子どもが生活に潤いを感じられるような支援を目指してきたが、これまでの関わりを振り返り、母親や子どもの自主的な活動には至っていなかったと分析している。今後は、母親や子どもが自分たちの権利を意識し、意見を表明できるよう、新たに作成した満足度アンケートも活用したいと考えている。</p>		
<p>A—1—（4）主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑥	<p>A—1—（4）—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>自己選択できる場面を提供し、母親と子どもが自らの強みに気づけるような支援を意識している。また母親と子どもが興味・関心を示したときは、タイミングを逃さず、やりたいことが実現できるよう支援する方針であるが、インターネット環境には課題があり、情報の取得や発信といった点では、社会資源の活用がしづらい環境である。</p>		
A⑦	<p>A—1—（4）—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参加しやすいように工夫し、計画・実施している。</p>	<p>a・⑦・c</p>
<p><コメント></p> <p>母親や子どもと一緒に年間行事について話し合い、ほぼ毎月、子どもの行事と親子の行事が開催できるよう計画している。内容については、得意なことや未体験のことを取り入れ、精神的な安定や自立への意欲を高めていけるよう心掛けている。併設施設とのしがらみで、敷地内で親子が過ごせるエリアが限られていることは、課題として受け止めている。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑧	<p>A—1—（5）—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。</p>	<p>a・⑧・c</p>
<p><コメント></p> <p>アフターケア支援計画は、寮としての支援や関係機関からの支援、母親と子どもへの具体的支援について明確にし、アフターケアの引継ぎ書は、健康状態、生活・社会・学校面、かかわりのポイントを明記している。また退所後も相談につながるよう、退所時に渡す施設の名刺や子育て支援の情報を用意している。今後は入所中から、退所後に発生する事を</p>		

予想したアフターケアの取組が課題である。

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑨	A—2—（1）—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ ⑨ ・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントの指標に沿って、母親と子どもの課題を理解し支援を行っている。病を持つ母親に対しては、訪問看護、服薬管理、通院同行を行い、ケースによっては、生活保護や児童扶養手当等の行政手続き支援を行っている。心理的ケアについては、心理職が配置されていないことから、相談先の情報を得るために関係機関と連携している。またアルコール依存症やうつ病等の研修を受け、職員は専門的支援について理解を深めている。</p>		
A—2—（2）入所初期の支援		
A⑩	A—2—（2）—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>受け入れ時のマニュアルがあり、入所に至る経過を考慮し信頼関係を築き、生活の安定及び質的向上を図っている。買い物や通院等で暮らしのアクセスに課題がある場合は、同行支援等で不便さを解消している。また利用者の意見を参考に居室の環境を見直し、10の改善課題を明確にし、優先順位をつけて改善に向け取組んでいる。改善には中長期的な取組を要するものがあり、経営主体との協議を重ね進めていくことが課題である。</p>		
A—2—（3）母親への日常生活支援		
A⑪	A—2—（3）—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント></p> <p>母親の生育歴・生活歴を踏まえ、母親の意向を汲み取り、家事、保育、健康管理、家計管理等の生活全般を支援し、母親が子どもの関係者と関わる際は、傍で見守り良好な関係が築けるよう支援している。またバーベキューやクッキング体験を通し、公共の場でのマナーや好ましい対人関係スキル向上への支援を行っている。今後は、不安や負担の軽減と自立に向かう支援のバランスについて、支援を振り返り課題が明確になることを期待したい。</p>		
A⑫	A—2—（3）—② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>通学時のバス停までの見送りや、母親が子どものかわり方で悩んだ時には、子どもの発達について学べるよう支援している。親子の共通体験の機会を提供し、絆を深める手伝いや母親との連携により、子どもの学習環境を整えている。必要に応じて、母親に代行して学校と連絡を取ることもある。</p>		

A⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>母親が意図企画した会を定期的に関き、母親の趣味を一緒に楽しみながら世間話をする等、施設内での信頼関係構築を図っている。また子どもの親同士の交流への支援として、学校行事やプールへの同行の際、子どもの友達の親と挨拶をかわせるよう仲介する等している。今後は、自尊心が傷ついているような母親に対して、他人とのつながりの心地よさを実感してもらえる支援とはどのようなものかを考えることが課題である。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・ ⑭ ・c
<p><コメント></p> <p>母親の理解と協力を得ながら、学校などの送迎や病院への付き添いを行い、地域の児童との遊びを通して、いたわりの心を培い友人関係が築けるよう見守り、戸外遊びを奨励し体力の増進を図っている。年間行事は月に複数の企画があり、どの行事も親子で参加でき、潤いのある生活になるよう工夫している。また児童観察票等を用い、健康・生活・運動、対人・社会性、行動、言語・コミュニケーションの状態を観察している。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・ ⑮ ・c
<p><コメント></p> <p>居室とは別に学習室があり、学習指導では年齢に応じた教材を準備し、入居者がいる際には学習ボランティアを月数回受け入れている。また学校の担任教諭と連絡を取り、指導の一貫性を図っている。進路や悩みごとに応じられるよう、子どもとのコミュニケーションを図り、学習室には意見箱を設置する等、子どもの意見や要望を汲み取れるよう工夫し、奨学助成金、児童館、学童保育、学習支援等に関する各種情報を備えている。</p>		
A⑯	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・ ⑯ ・c
<p><コメント></p> <p>職員は、子どもにとって信頼できる身近なおとなとして、適切な支援における自己チェックシートで、自身の評価・反省をしながらかかわっている。学習ボランティアの来訪は子どもが楽しみにしており、友達と一緒にプールへ行ったり、友達の家へ遊びに行ったりするのを、職員は温かく見守っている。プログラムの実施には至っていないが、コミュニケーションスキルを上げるためのツールづくりを進めている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ⑰ ・c
<p><コメント></p> <p>性教育についての研修を受講し、学びを職員間で共有している。また子どもの年齢・発達段階に応じた性教育のカリキュラムをつくり、紙芝居等の教材を手作りしている。今後はこれらが活用されることを期待したい。</p>		

A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>緊急受け入れマニュアルを整備しているが、職員配置や設備が脆弱で要請に応えられず対応の実績がない。緊急時に動員できる人材の確保や警備委託を検討する等し、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つを果たすために、緊急受け入れの体制整備が必要である。</p>		
A⑲	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>DV被害の理解と心理的ケアについて、年間で取組む改善課題に挙げ、DVについての正しい知識、自己肯定感を回復する支援について研修や書籍で学び、自助グループや外部支援団体の情報把握に努めているが、支援の実績はない。</p>		
A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>DV被害からの回避と回復について所内研修で話し合い、子どもと母親の支援マニュアルに盛り込む等しているが、支援の実績はない。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>学習室には子どもの権利を掲げ、意見箱と権利擁護に関する悩みごと相談箱を設置している。話しにくい場合は手紙を投函するよう、生活のしおりや掲示板に表示し、投函しやすいよう用紙や封筒の工夫をしている。子どもの虐待状況への対応マニュアルがあり、入所時アセスメント等で虐待体験が把握できた場合は、特別な配慮を要する児童として関わる。所内研修で自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援について話し合い、子ども虐待の基礎知識や体罰禁止を考える講座を受講する等、専門性を高める取組を行っているが、心理的プログラムといった専門的ケアまでには至っていない。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>親子喧嘩の際は、母親と子どもそれぞれの思いに耳を傾け、互いの代弁や気持ちの調整を行っている。相談対応マニュアルを作成し、傾聴、問題の整理、問題解決に向けての対応ポイントをおさえ、相談に応じられるよう取組んでいる。今後はペアレントトレーニングの形式や内容について学び、家族支援のアプローチ方法が増えることを期待したい。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、母親と子どもへの支援		

A ㉓	A—2—(8)—① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>特別な配慮が必要な母親・子どもへの支援について所内研修で話し合い、母親への支援として、依存症、うつ病、離婚、DV被害、子育て支援の情報を備え、子どもへの支援として、奨学助成金、短期入所、児童館、学童保育、学習支援、発達障害の情報を備えている。病を持つ母親への支援では、医療機関や市担当課と連携し、通院や服薬支援の実績がある。今後は就労支援や外国にルーツのある母子への支援にも備えることを期待したい。</p>		
A—2—(9) 就労支援		
A ㉔	A—2—(9)—① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>母親の意向や心身の状態に配慮し、就労支援は実施していないが、就労支援を含めた支援マニュアルがあり、自立に向けての情報提供ができるよう、ハローワークのマザーズコーナーや母子家庭等就業・自立支援センターを訪問し、情報収集と理解を深めている。</p>		
A ㉕	A—2—(9)—② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・㉕
<p><コメント></p> <p>就労困難なケースにおいては、就労の促しや社会参加することについて考え、就労支援につながる取組が必要である。</p>		